

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和2年3月及び4・5・6月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）の附則29の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則32及び33の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となっています。

今般、令和2年3月及び4・5・6月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合
(1) 肉専用種

算出の区域	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
北海道	—	—	72,658.125 円	67,703.625 円
青森県	—	76,402.575 円	69,331.275 円	59,688.9 円
岩手県 <small>(日本短角種を除く。)</small>	—	63,391.275 円	56,319.975 円	46,677.6 円
宮城県	—	—	65,230.2 円	55,587.825 円
山形県	—	—	—	43,948.575 円
茨城県	—	70,488.45 円	62,092.575 円	55,661.85 円
栃木県	—	71,047.575 円	62,651.7 円	56,220.975 円
群馬県	—	70,104.6 円	61,708.725 円	55,278.0 円
埼玉県	—	70,411.5 円	62,015.625 円	55,584.9 円
千葉県	—	65,636.55 円	57,240.675 円	50,809.95 円
東京都	36,609.75 円	64,904.4 円	56,508.525 円	50,077.8 円
神奈川県	—	—	—	52,353.0 円
山梨県	—	62,982.45 円	54,586.575 円	48,155.85 円
静岡県	—	—	—	51,567.075 円
新潟県	—	—	—	35,968.5 円
石川県	—	—	47,335.275 円	39,424.05 円
福井県	—	62,984.7 円	51,912.9 円	6,047.325 円

算出の区域	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
愛知県	—	—	—	58,832.55 円
滋賀県	—	—	—	52,743.825 円
京都府	—	—	—	50,608.125 円
大阪府	—	—	—	42,953.85 円
兵庫県	—	118,036.125 円	103,311.45 円	75,697.425 円
奈良県	—	—	—	47,125.35 円
和歌山県	—	—	38,178.0 円	46,368.225 円
島根県	—	—	—	54,313.2 円
岡山県	—	—	48,463.2 円	49,061.925 円
広島県	—	—	57,094.425 円	57,693.15 円
山口県	43,241.4 円	60,772.275 円	55,085.85 円	55,684.575 円
徳島県	—	69,006.6 円	61,949.475 円	56,875.725 円
香川県	—	72,035.775 円	64,978.65 円	59,904.9 円
愛媛県	—	63,147.6 円	56,090.475 円	51,016.725 円
佐賀県	—	—	56,851.65 円	54,911.025 円
長崎県	—	—	—	55,161.225 円
宮崎県	—	—	54,319.95 円	52,379.325 円
沖縄県	40,894.425 円	56,864.475 円	61,126.65 円	56,822.625 円

(2) 交雑種

東京都	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
	—	—	—	47,603.475 円

2. 負担金の納付先が機構である場合

肉専用種

令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月
39,342.6 円	72,301.5 円	65,230.2 円	55,587.825 円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
 担当:青木、飯尾、山口、小南、峯岸
 電話:03-3583-8562